

くみあいだより

JA新すながわ



3月11日 滝川警察署から感謝状を受け取った櫻井課長[㊟]と小口主幹[㊟] (詳細は7ページ)



JA新すながわ
ホームページQRコード

今月の主な内容

- 第24回通常総代会開催
- 定植・移植がスタート
- 水稻播種作業始まる
- 還付金詐欺を見破り感謝状
- ツールを生かす
- はじまります！インボイス制度
- J A伝言板

Vol.158
令和4年
5月号

発行所：新砂川農協管理部 砂川市東1条南1丁目1番20号 ☎(代表)54-3181 印刷：アド・コース
ホームページ <https://www.jashinsunagawa.or.jp>

資源保護のため再生紙と大豆インキを使用しております。

第二十四回通常総代会開催

4月5日、奈井江町文化ホールにて第24回通常総代会を開催し、総代約10名が出席しました。

佐々木孝一組合長は「新型コロナウイルスが収束せず、組合員や市場などの交流も行えない状況が続いている。主力作物の米は銅割れ米が多く発生し、取扱数量は10万9千俵、取扱金額で15億7千万円。トマトなど青果物主要3品目は天候の影響を受け、最盛期に単価安となったことから取扱金額は6億7千万円に終わった。農産物全体に厳しい年だった」と挨拶しました。

議長には奈井江地区稲垣英毅氏と砂川地区井上善博氏が選出され、令和3年度事業実績報告、4年度事業計画、第8次農協経営計画など議案7件と報告事項2件が承認されました。

3年度の農産物取扱高は前年比5億1千万円減の29億6千万円。税引き前の当期純利益は同6百万円増の7千9百万円でした。4年度は昨年に引き続き情報通信技術（ICT）の推進や農業経営サポート事業の展開を進め、農畜産物の取扱高29億7千万円を計画します。



開会挨拶をする佐々木孝一組合長



議長就任の挨拶をする稲垣英毅氏(左)と井上善博氏(右)



採決の様子

組合長挨拶



代表理事組合長

佐々木 孝 一

新砂川農業協同組合「第24回通常総代会」開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、総代の皆様におかれましては、本格的なシーズンを前にしての大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本総代会の開催におきましては、現在も続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大を懸念しつつも、密を避け、感染予防を徹底しながら、このように開催する運びとなりましたことを、どうかご理解いただきたいと思います。

また、平素より当組合に對しまして格別なご指導・ご鞭撻を頂いておりますことも併せて厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年の農業を振り返りますと、積雪が多く雪解けが遅くなるのではないかと心配したところでありましたが、3月の好天に恵まれ、融雪も思いのほか進み、春作業は順調に推移したところでした。6月中旬からの雨不足、7月から8月にかけての異常高温により、日照は十分な中で、暑さと干ばつによる弊害は大変なものでした。しかしながら、

生育は概ね順調で、加えて、大きな災害もなく、コロナ禍の中での影響を覚悟しながらも、組合員の皆様はいつも通りに暑さに耐え、努力しながら農産物の生産に勤しんで来たことと思えます。その結果、干ばつの影響を直接受けた玉葱やブロッコリーなどの露地畑作物や、一部に暑さによる品質の低下を招いた作物もありましたが、全般的には豊作基調の中、実りの秋を迎えることができました。

そのような状況の中でありましたが、新型コロナウイルス感染症対策の2年目になっても経済状況は改善せず、米余り緊急対策として、主食用米の生産を飼料用米等へ振り分ける方策が取られました。米の余剰は変わらない中で、2年連続で概算金の減少を招いたところではあります。

今後も米の需要が減り、価格の推移が大変心配されるところですが、販売などに力を入れ、今後も生産者の所得向上に努めて参ります。

このように社会情勢や天候などに左右された令和3年でありましたが、当組合の農産物の総取扱高は29億5千7百万円となり計画に對して90・1%の3億2千5百万円減に留まりました。また、米の集荷量は1万トンを超えましたが、製品俵数で11万2千俵と12万俵を割り製品率の低下が目立ちました。青果物主要3品目の取扱高の合計は6億7千6百万円に留まり、こちらもそれぞれ計画に対し90%前後を取るかたちとなりました。

そのような中で、令和3年度の農協の決算は、前述のような気象条件などの影響を受けましたが、事業利益は4千7百万円、税引き前当期純利益で7千9百万円と前年並みの結果を得ることができました。加えて

当期未処分剰余金は、1億9千2百万円という結果となり、これもみな組合員の皆様の農協事業に対するご理解とご協力の賜物と熱くお礼を申し上げます。

また、令和4年度の計画につきましては、第8次中期計画の初年に当たります。昨年開催された第30回JA北海道大会で掲げられた「北海道550万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある地域社会」の方針の基、ICTスマート農業の推進や労働力確保など、総合サポート事業を展開してまいりますので、どうかご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

定植・移植作業がスタート

ひまわり



3月5日 播種
4月15日の様子
5月上旬出荷予定
0.8ha 取扱高 3800万円を計画

メロン



3月16日 定植
4月19日の様子
6月上旬出荷予定
1.2ha 取扱高 1750万円を計画

ミニトマト



4月11日 定植
6月中旬出荷予定
9.2ha 取扱高 3億5000万円を計画

トマト



4月15日 定植
6月中旬出荷予定
7.8ha 取扱高 2億0000万円を計画

玉ねぎ



4月16日 移植
8月中旬出荷予定
90ha 取扱高 2億9880万円を計画

ブロッコリー



4月24日 定植
7月上旬出荷予定
2.8ha 取扱高 360万円を計画



今年は昨年より若干雪融けが遅く作業の遅れが心配されましたが、各品目順調に定植作業が始まりました。

生産者の方々は、安定的な出荷量と単価を期待して丁寧な作業を行っていました。

佐野農産課長は「去年は高温など多岐に及ぶ影響で単価安となった作物が多く、生産者も苦しい思いをしたと思う。本年については、市場等関連団体と緊密な連携を図り有利販売に努めたい」と話しました。

水稲播種作業始まる

4月18日、水稲の播種作業が始まりました。

奈井江町高島で水稲22ヘクタールを作付けする俵稲十では、6日に温湯消毒した「ゆめぴりか」の種子を、代表の稲垣直樹さんや、今春大学を卒業し就農した息子の薫さんら6人で育苗ポットに播種し、今月末までにハウス11棟に「ななつぼし」や「きらら397」約1万枚を並べる予定です。

5月17日頃に田植えを予定している直樹さんは「面積もあるので、管理を丁寧にしていきたい」と話し、在学中もたびたび家業を手伝っていた薫さんは「今まで稲垣家がやってきたことを少しずつレベルアップできれば」と今後の抱負を語りました。

また、同日「特裁ゆめぴりか」2,000枚の播種作業を行った同町茶志内の(有)小林農場代表高田裕幸さんは「近年育苗期間の気温が高いので、ハウス内の風通しを良くして、温度管理をしていきたい」と話しました。

JAでは本年度1,400ha、137,000俵の集荷を目標としています。



播種作業に専心する高田裕幸さん
奈井江町茶志内地区 4月18日撮影



育苗ポットをハウス内へ並べる稲垣 薫さん
奈井江町高島地区 4月18日撮影

水稲個別施肥面談実施

ゆめぴりか生産協議会と特別栽培米生産組合は合同で2月下旬から3月上旬までの5日間、水稲農家と個別施肥面談をJ A本所や支所で行い、約百人の生産者が面談に臨みました。

空知農業改良普及センター中空支所の藤原昭博主査らが、出荷実績・施肥実績・土壌診断の結果を基に細かくアドバイス。

藤原主査は、「過去の実績をみながら収量確保と低タンパク米出荷の両立を目指したい」と話し、「今年は雪が多いので融雪剤を早めに撒いて、できるだけ雪を融かし、水田を乾かすことが重要」と春作業のポイントを話しました。



藤原主査のアドバイスを真剣に聞く生産者

「雪米の蔵」

雪入れ作業完了

米穀畜産課は3月23日、奈井江町内にある利雪型低温貯蔵施設「雪米の蔵（ゆめのくら）」の貯雪庫に雪の搬入作業を行いました。この日は奈井江町の除雪用ロータリ車が敷地内の雪約800tを搬入。

雪米の蔵は、貯雪庫の雪で隣接する貯蔵庫内の空気を熱交換で冷房します。従来の機械式冷房に比べ電気の使用量が少なく、玄米貯蔵に最適な温湿度環境が得られるなど、地球にやさしい施設です。

室井米穀畜産課長は「今年は積雪が多かったため施設外から雪を集積する必要がなく、低コストで作業にあられた。奈井江町の協力で搬入作業もスムーズだった」と振り返りました。



水稲種子温湯消毒終了

4月6日から奈井江町のJ A施設で水稲種子温湯消毒を行いました。約110戸の生産者が使用する「ゆめぴりか」など8品種約31トンの種子を消毒。

作業はJ A職員が最大3交代で行い、種子を5キロごとに小分けし、消毒機にセツト。自動で60℃の湯に10分、6℃の水に4分浸した後脱水します。消毒した種子は当日の午後から生産者に渡すため、早朝からの作業になりました。

初日は3品種980kgの種子消毒作業を行いました。

室井米穀畜産課長は「設備導入から7年目を迎え、生産者には温湯消毒のメリットが浸透してきた。現在は地区内水張り面積の7割ほどだが、将来的には全面積分を行いたい」と話しました。

作業のピークは10日頃で、4月28日まで続きました。



還付金詐欺を見破り感謝状

奈井江支所金融共済課の2名の職員が3月11日、還付金詐欺被害を防ぎ滝川警察署から感謝状を受け取りました。

3月1日15時頃、奈井江町内在住の60代女性宅に「役場」を名乗る電話があり、「医療費の還付金があります。2月28日までの手続が必要でしたが、完了していません。今日なら間に合うので、通帳とキャッシュカードを持って金融機関に行ってください」と指示され、携帯電話の番号を教えました。その後、女性はJAに向かい、金融窓口で相談。同課の櫻井千鶴課長と窓口係の小口成美主幹は、話の内容から還付金詐欺を疑いATM操作をやめるようアドバイス。警察署に通報するなど被害を防ぎました。

電話では「『奈井江町役場』とは言わず、単に『役場』という」「落ち着いて判断する時間を与えない」「金融機関の窓口が閉まっている時間を狙う」など還付金詐欺の典型的な手口でした。

櫻井課長は「お客様が被害に遭わなかったことがなにより。これからも相談しやすい窓口を目指します」と話し、小口さんは「顔なじみなので窓口で相談してくれたことが良かった」とその時を振り返りました。



地区別懇談会開催

3月14日と16日、地区別懇談会を本支所で開催し、35名が参加しました。

本年も昨年同様コロナ禍のため各地区に出向かずに場所を集約しての開催となりました。

佐々木組合長は冒頭で昨年度の概況、農業情勢を述べ、畠山参事が令和3年度の事業報告、決算概況、4年度事業計画等を説明しました。

参加者からは「水田活用直接交付金の要件厳格化」や「燃料高騰」などへの意見が出されました。

今回皆様からいただいた貴重なご意見は今後のJA運営に活用させていただきますので今後とも宜しくお願い致します。



3月14日 奈井江支所大会議室
参加者 24名



3月16日 砂川本所多目的ホール
参加者 11名

ツールを生かす

JA新すながわでは、組合員に対する連絡手段にKamakura Industries(株)の「JAコネクト」を導入しています。

JAではこれまでファックス同報システムを利用していましたが、機器が更新時期を迎えたことから検討を開始しました。JAコネクトは、センター装置などは不要で既存のパソコンが使用でき、FAX用変換器を増設する程度の設備投資でよく、利用料は基本料金とオプションを利用して年85万円。ファックス送信にかかる通信費も不要ということで、2018年から導入試験を行い、19年から本格稼働しました。

現在の登録アカウント数は正組合員・職員・関係機関など680にのびます。

組合員がJAコネクトを使うためには、スマートフォンかパソコンにアプリケーションソフトをインストールする必要がある、これらが無い人は従来通りファックスで対応となります。

現在は生産部会等会議の案内や出欠、連絡文書はほぼコネクトを活用し、それぞれの部署で配信を行っています。

システムを管理する営農部吉田主幹は「JAコネクトは、連絡手段だけではなく情報収集も可能。組合員はほ場などでもリアルタイムで情報を受け取れる。紙の無駄な出力もなくなる。」と有効性を訴えます。

21年は野菜類の出荷見込みの収集にも活用し、22年からは組合員がライスターミナルに出荷した米の「受入明細書」を配信予定です。

また、災害が発生した際の安否確認や被害状況の伝達などにも利用が可能で、ますます活用の場が広がることが予想されます。



職員全体朝礼&全体会議開催

JAでは4月1日職員全体朝礼、13日には職員全体会議を開催しました。

佐々木組合長は職員に対し総じて「コロナ禍の中、思うような活動はできないかもしれないが、仕事は人についてくる。人とのつながりを大切に、物事をポジティブに捉え、一人一人創意工夫をして組合員の為に業務を全うしてほしい」と挨拶しました。

全体会議では畠山参事が令和3年度決算報告、4年度事業計画及び第8次中期計画の説明を行い、羽田管理部長は業務中事故の注意喚起や水道光熱費の上昇に伴う節水・節電を呼び掛けました。



4月13日 全体会議の様子

はじまります！

インボイス制度



1 課税事業者と免税事業者

課税事業者とは、前々年の課税売上高※¹が1,000万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高※²が1,000万円以下の事業者です。

※¹ 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

※² 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

課税事業者と免税事業者では、消費税の取り扱いに違いがあります。

■ 農家が課税事業者の場合



■ 農家が免税事業者の場合



2 インボイス制度とは

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。

■ 販売時・仕入時の対応

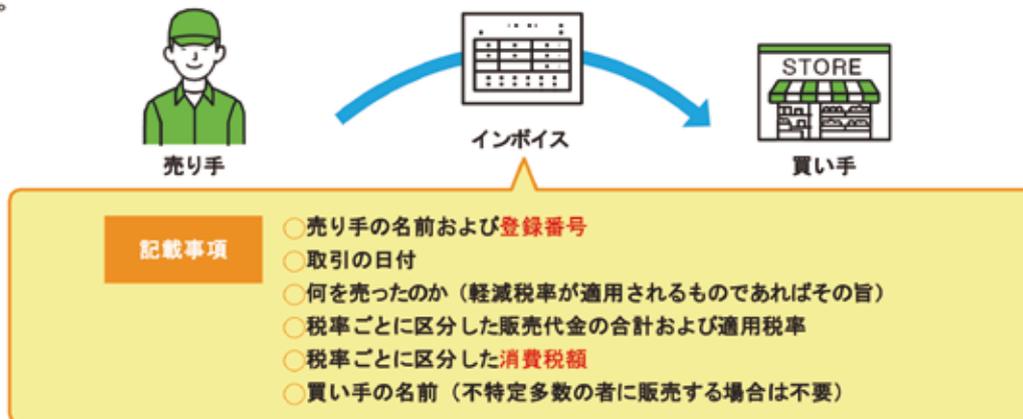
事業者区分	販売時の対応 (証憑の発行)	仕入時の対応 (仕入税額控除)	
		本則課税	簡易課税
適格請求書 発行事業者	課税事業者である買い手からの求めに応じインボイスの発行が義務化※	売り手から発行されたインボイスを基に計算※	現行通り (インボイス不要)
課税事業者	現行通り (インボイスの発行不可)		
免税事業者			

※農協特例 (3ページ①を参照) の適用を受ける場合を除く

インボイスがない取引は仕入税額控除ができなくなります。

3 インボイス（適格請求書）とは

消費税の税率が複数存在する中、売り手から買い手に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類のことをいいます。



4 適格請求書発行事業者とは

納税地の所轄税務署から事業者登録番号の交付を受けた事業者のことを、適格請求書発行事業者といます。インボイスは、適格請求書発行事業者でないと発行をすることができません。

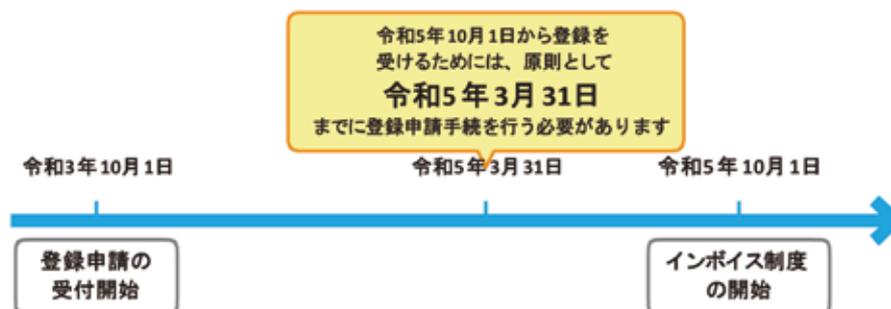


※e-taxによる申請も可。郵送の場合は管轄地域の「インボイス登録センター」へ

5 適格請求書発行事業者になるためには

令和5年10月1日のインボイス制度の開始と同時に適格請求書発行事業者となり、インボイスの発行ができるようになるためには、原則として令和5年3月31日までの間に申請をする必要があります。

■ 登録申請のスケジュール 国税庁リーフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」を基に作成



※免税事業者の方は経過措置により、令和11年9月30日までの間は、年の中途からでも適格請求書発行事業者になることができます

なお、登録申請はあくまで任意です。特に消費税の免税事業者である方は、適格請求書発行事業者として登録されると課税事業者として消費税の申告が必要になりますので、申請の前に慎重な検討が必要です（4ページ『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照）。



農作物を販売する場合

1 JA等に販売を委託する場合（農協特例）

組合員である生産者の農産物をJA等が①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算する場合には、生産者は適格請求書発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、購入者はJA等が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。

■ 農協特例が適用される取引の例



2 JAファーマーズマーケットで委託販売する場合（媒介者交付特例）

ファーマーズマーケットでの委託販売は無条件委託方式および共同計算ではないため農協特例は適用されませんが、出荷者が適格請求書発行事業者の場合はJAが出荷者に代わりインボイスを発行し、購入者へ交付することができます。

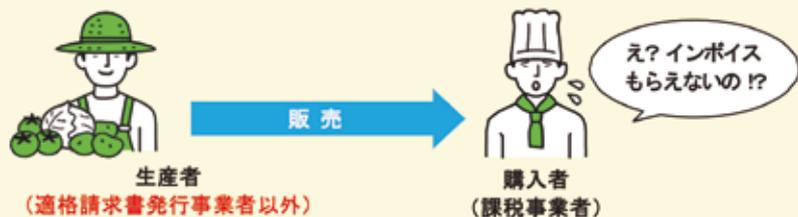
■ 媒介者交付特例が適用される取引の例



3 業者等に直接販売をする場合

JA等を通じた委託販売ではなく、業者の方に直接販売している場合には、先方よりインボイスの発行を求められる可能性があります。適格請求書発行事業者でない場合はインボイスを発行することができませんので、難色を示される可能性があります。

■ 直接販売先である業者からインボイスを求められる取引の例

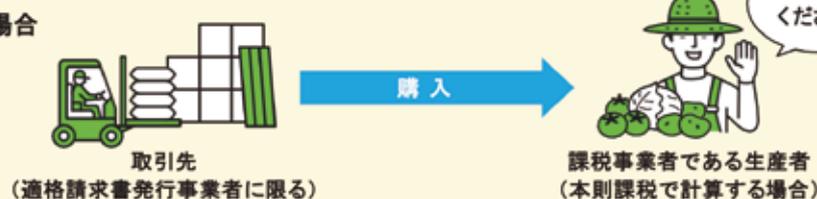


農業用資材や農機等を購入する場合

課税事業者である生産者の方が農業に関するさまざまな支出をし、それらを消費税の計算で仕入税額控除の対象とするためには、取引先が発行したインボイスを受領する必要がありますので、必ず先方にインボイスの発行を求めてください。ただし、その相手が適格請求書発行事業者でない場合にはインボイスをもらうことができません。

なお、簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合はインボイス不要です。

■ 生産者が仕入れる立場の場合



よくある質問

Q1 令和5年10月1日の段階で課税事業者であれば自動的に適格請求書発行事業者になるのでしょうか。

A1 課税事業者であっても、事業者登録番号の交付申請手続きが必要です。

Q2 適格請求書発行事業者になった場合、販売時には必ずインボイスを発行しなければならないのでしょうか。

A2 適格請求書発行事業者は、課税事業者である購入者から要求された場合のみ、インボイスの発行が義務になります。なお、以下の場合にはインボイスの発行は不要です。

- ・購入者が業者でない場合
 - ・購入者が免税事業者である場合
 - ・購入者が課税事業者であるがインボイスの発行を求めてこない場合
- ただし、これらは販売時には判別できないため、適格請求書発行事業者はインボイスの発行ができる体制を整えておくことが必要です。

Q3 簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合も、インボイスが必要なのでしょうか。

A3 仕入税額控除をする際にインボイスが必要となるのは本則課税で計算する場合のみです。簡易課税で計算する場合にはインボイスは不要です。

Q4 適格請求書発行事業者は簡易課税を選択すると、インボイスを発行できなくなるのでしょうか。

A4 簡易課税を選択しても、適格請求書発行事業者はインボイスを発行することができます。

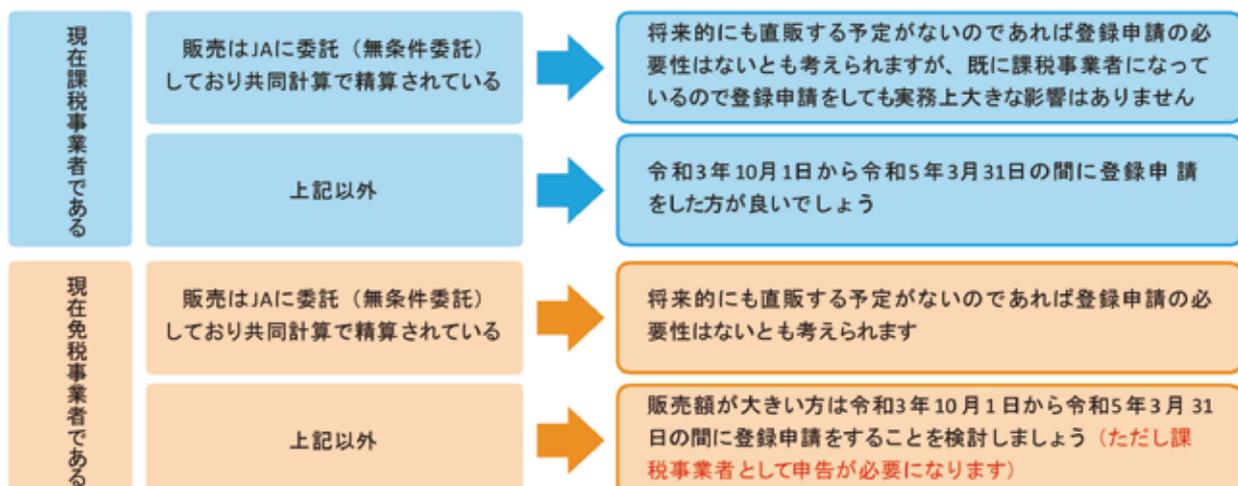
Q5 免税事業者で適格請求書発行事業者になることは考えていませんが、何か不利益はあるのでしょうか。

A5 インボイス制度のもとでは、買い手は適格請求書発行事業者以外の事業者との取引について仕入税額控除ができなくなりますので、免税事業者のままだと取引を敬遠されたり、価格等の条件面で不利になる可能性があります。ただし、販売先が消費者のみの場合やJAの委託販売を利用して農協特例の適用を受ける場合等はインボイス不要となりますので、将来的にどのような販路で農産物を販売したいのかよく検討したうえで、適格請求書発行事業者になるかどうかの判断が必要になります（下記『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照）。

Q6 農事組合法人にはどのような影響があるのでしょうか。

A6 農事組合法人は、免税事業者である組員・取引先との間で、従事分量配当、作業委託、種苗等の購入、農機の借り入れ等のさまざまな取引がありますが、免税事業者はインボイスを発行できないため、農事組合法人側において仕入税額控除ができなくなります。農事組合法人の財務への影響を試算し、法人の運営について検討することが必要です。

【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと



※JAへの販売委託とそれ以外が混在する場合はJAにご相談ください

JAのご利用が初めてという方もお気軽にご相談ください!

令和4年
7月29日までの
期間限定!

JAのマイカーローン

固定金利
キャンペーン



©よりぞろ

当JAと
次のお取引のある方
・組合員・定期貯金20万円以上
・JAカード(一体型)・過去5年間にローン実績あり

どれか
1項目で

5年以内

年1.30%

店頭標準金利 令和4年3月10日現在 年4.0%

10年以内

年1.60%

店頭標準金利 令和4年3月10日現在 年4.4%

一般の方(お取引のない方)

年1.60%

年1.90%

お借入者 貸付時18歳以上、75歳未満、地区内居住または勤務。保証会社の保証が受けられること。
お使いみち 個人が所有する乗用車・バイク購入(中古車含む)に関する費用(営業用自動車・個人間売買除く)
車検費用、修理費用、運転免許証取得費用、買替時の残債上乗せ、自動車用品購入費用
除雪機購入費用、車庫の建設費用(上限100万円)、JA以外のマイカーローン借換資金
お借入額 10万円以上1,000万円まで(所定金額の範囲内で1万円単位、500万円超の貸付は組合員とします)
ご返済期間 6ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)
ご返済方法 元利均等毎月返済方式 ボーナス併用可
保証料 別途保証料をいただきます(保証料は保証会社により異なります)
必要書類 原簿書または契約書、源泉徴収票または所得証明書、運転免許証、健康保険証(書類は本書表紙に必要となります)

更に100万以上かつ
3年以上のご契約で
洗車カード3,000円分を
プレゼント!!

年金受取 (新規・指定替)
一定額以上
ご契約いただいた方に

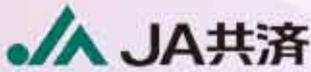
特別栽培米 5kg
ゆめぴりか プレゼント



退職金定期

詳しくは、窓口までお問い合わせください。

優遇金利にて受付中!



ご自身やご家族がいつまでも安心して暮らすために 認知症の予防と備えについて 考えてみませんか？

長寿化の進展等により、**認知症は誰にとっても身近なリスク**になってきています。

2025年には約**1,362万人**、^{*1}
65歳以上の

約3人に1人^{*2}



認知症や軽度認知障害(MCI)の患者数は、
2025年には**65歳以上の高齢者人口約3,677万人の
約3人に1人、約1,362万人に達すると推計**されています。

認知症には、**介護費用**のほか、**検査・ケア・医療のための費用**がかかります。

認知症に伴う費用の目安

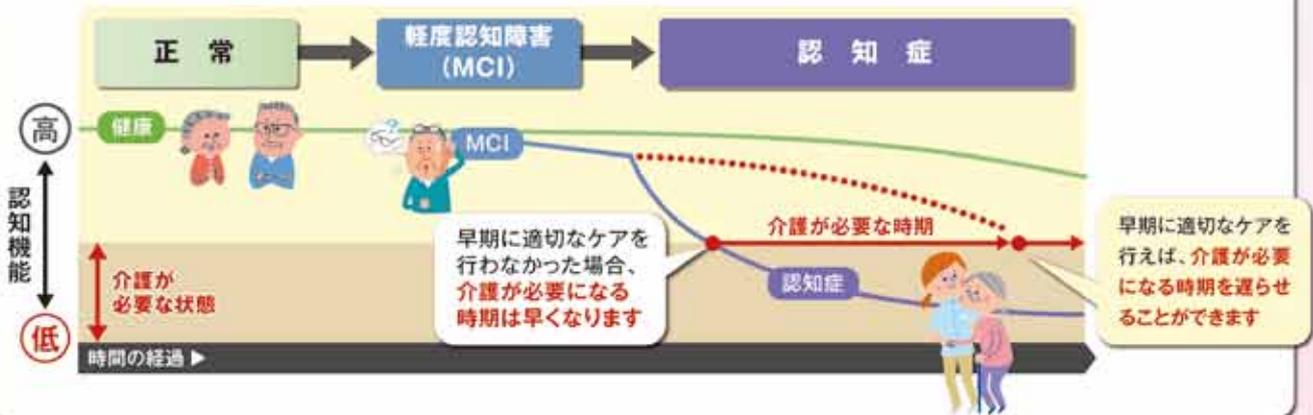
介護にかかる自己負担額^{*3}

介護費用 1か月平均**8.3万円** × **介護期間** 平均**5年1か月** = **総額** **約507万円**

検査・ケア・医療の例		費用の目安(1年間)	5年間継続した場合
MCIスクリーニング検査	MCIのリスクをはかる血液検査	約2万円 ^{*4}	約10万円
もの忘れドック	脳の異常や記憶力・認知力の低下がないかを 確認する画像検査・認知機能検査等	約5万円 ^{*5}	約25万円
認知症デイケア	運動療法や認知トレーニング等を行う プログラム(公的医療保険適用)	約4~12万円 ^{*6}	約20~60万円
認知症の外来医療費	投薬やリハビリ等	約4~14万円 ^{*7}	約20~70万円

早期発見と適切なケアで介護期間を短くできれば、**ご自身やご家族の負担軽減**につながります。

認知機能と時間の経過のイメージ図



*1 「厚生労働省 社会保障審議会 介護給付費分科会 第115回(126.11.19)参考資料」, 「厚生労働省 社会保障審議会 介護保障部会 第78回(令和元年6月20日)資料」をもちにJA共済にて試算
*2 内閣府 令和3年版高齢社会白書をもちにJA共済にて試算 *3 公益財団法人 生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」をもちにJA共済にて試算 *4 約2万円/回(全部自己負担の場合)、年に1回としてJA共済にて試算 *5 約5万円/回(全部自己負担の場合)、年に1回としてJA共済にて試算 *6 公的医療保険の自己負担割合(1割~3割)に応じて約800円~2,400円/日、週に1回・年間52週としてJA共済にて試算(千円単位切り捨て) *7 慶應義塾大学・厚生労働省「認知症の社会的コスト(2015)」をもちに費用の目安(1年間)を公的医療保険の自己負担割合(1割~3割)に応じて47,520円~142,560円(千円単位切り捨て)としてJA共済にて試算

いつまでもわたしらしく

認知症共済

JAの認知症共済は、幅広い保障とサービスで
予防しながらしっかり備えられる、新しい保障です

ポイント1 認知症はもちろん、
認知症の前段階の
軽度認知障害(MCI)
まで幅広く保障します。

ポイント2 認知症の予防・早期発見
から発症後までを
トータルでサポートする
各種サービスが
ご利用いただけます。

ポイント3 **簡単な告知**で
ご加入いただけます。

ご契約例：共済金額500万円



ご加入
※この共済には、死亡時における保障はありません。 ※認知症共済金をお支払いした場合にはご契約は消滅します。 ※この共済には、指定代理請求特約を必ず付加していただきます。
※共済金等のお支払いは責任開始時に生じた病気またはケガによる場合に限り、※認知症共済金および軽度認知障害給付金にかかる責任(保障)の開始は、ご契約日からその日を
含めて1年を経過した日からとなります。なお、共済金等の払込免除についてはご契約日から保障します。 ※軽度認知障害給付金は共済期間を過ぎて1回のみ支払われます。

プラス 認知症の発症前後を幅広いサービスでサポートします。

げんきなカラダプロジェクト

	サービス名	サービス概要	利用者	費用
予防	食事管理アプリ「あすけん」	毎日の食事の記録や摂取栄養素等を確認できる「あすけん」アプリ(JA共済用プレミアム版)を無料で提供します。	契約者	無料
	運動トレーニングサービス	オンラインで受講可能な認知症の予防に向けた運動プログラムを優待価格で提供します。	契約者	優待価格
	JA共済の脳トレ	脳年齢チェックや認知機能の維持・改善が期待できるトレーニングを無料で提供します。	契約者	無料
	JA共済の脳トレドリル	JA共済オリジナルの脳トレドリルを無料で提供します。	誰でも利用OK	無料
	MCIスクリーニング検査の取扱施設紹介	軽度認知障害(MCI)のリスクを判定する血液検査「MCIスクリーニング検査プラス」が受けられる医療機関を紹介します。あわせて、検査会社から、検査受診特典を提供します。	契約者	受診特典
発症後対応	資産管理・相続対策サポート	資産管理や相続対策等にかかわるご相談を受け付けます。	誰でも利用OK	無料
	見守りサービス	ご契約者本人の見守りやご家族のサポートのためにホームセキュリティサービスを優待価格で提供します。	契約者	優待価格

※サービスのご利用には一定の条件があります。 ※これらのサービスは令和4年4月時点のものであり、将来廃止・変更の場合があります。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり-約款」を必ずご覧ください。

詳しい情報はホームページをご覧ください **JA共済ホームページアドレス** <https://www.ja-kyosai.or.jp>



げんきを一緒に作る。
JA共済の「げんきなカラダプロジェクト」は、みなさまのげんきなカラダづくりをサポートする活動です。
専用ホームページでは、健康関連のお役立ち情報や、各種イベントのご案内を掲載しています。是非ご覧ください。▶



お問い合わせは
記入欄



新登場!

農業者賠償責任共済

安心の保障です。



農地や農業施設の
所有・使用・管理や農作業に起因する
賠償責任への保障をお考えの方に

農業を取り巻く賠償リスクを「安心・シンプル・簡単」に解決します!

安心

幅広い賠償責任をカバー
多くの農業者共通の4つのリスクに
対して一つの共済で総合保障。

施設賠償 リスク	生産物賠償 リスク
保管物賠償 リスク	生産物回収 費用リスク

シンプル

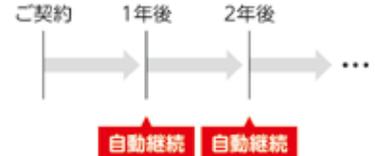
わかりやすい共済掛金設定
基準となるのは農地面積と
ご希望の支払限度額のみ。

3つのプランをご用意

3,000 万円 コース	5,000 万円 コース	1億円 コース
--------------------	--------------------	------------

簡単

自動継続で手間いらず
1年で自動継続するため、
面倒な継続手続き等は不要*。



*農地面積に変更がある場合等を除く



施設賠償

農地や農業施設の所有・使用・管理や農業が原因で他人を死傷または他人の財物を損壊させたことにより生じた賠償責任に対する保障。



生産物賠償

農地や農業施設において生産・加工・販売した生産物が原因で他人を死傷または他人の財物を損壊させたことにより生じた賠償責任に対する保障。



保管物賠償

管理・使用する他人の財物（農業に関するもの）の損壊・紛失・盗難によって発生した賠償責任に対する保障。



生産物回収費用

生産物に異物の混入等が生じたり、出荷した野菜・果実等から残留農薬が検出されたりしたことが原因で発生した生産物回収等に関する費用。

詳細については裏面をCheck

基本保障内容

保障項目	支払限度額*1		
	3,000万円コース	5,000万円コース	1億円コース
施設賠償	3,000万円	5,000万円	1億円
生産物賠償			
保管物賠償	300万円	500万円	1,000万円
生産物回収費用	300万円	300万円	300万円
免責金額*2	なし	なし	なし

*1 支払限度額…契約期間中に通算でお支払いできる共済金の限度額のこと

*2 免責金額…共済事故(共済金のお支払いに該当する事由)が発生した際に、被共済者が自己負担しなければならない金額のこと

加入例

所有または管理している
農地面積が3haの農業者の場合

1億円コース

年間**14,150**円

(2022年4月時点)

ポイント1

1日あたり
約**40**円で保障

ポイント2

共済掛金は**必要経費**として
計上可能(法人は損金算入可能)

※詳しくは、リーフレットをご確認ください。

損害賠償事例 (施設賠償リスク)

【事例①】

草刈機を使って草刈中、**小石をはねて他人の車をキズつけた。**

損害賠償額例

約**50**万円

【事例②】

畑で農薬を散布していたところ、操作を誤り、隣接する農家の畑に**農薬が飛散し、生育不良となった。**

損害賠償額例

約**510**万円

【事例③】

肥育している牛が敷地外へ脱走し、**走行中の他人の車両と接触し、損害を与えた。**

損害賠償額例

約**70**万円

※1 お支払いには所定の条件があります。 ※2 損害賠償額はJAグループ調べ

農業者を取り巻くリスクは身近に存在しており、**農地や農業施設の所有・使用・管理、農作業に起因する賠償事故が多く発生しているため農業者賠償責任共済(ファーマスト)で備えておきましょう。**

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

お問い合わせは

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>

本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。



JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

22481250459



理事会審議報告

第2回理事会 (3月4日開催) の顛末をお知らせします。

◎報告事項

- 一、農業委員会報告
 - ①砂川市農業委員会
 - ②奈井江町農業委員会
 - 二、各委員会報告
 - ①管理・金融共済委員会
 - ②営農委員会
 - ③経済委員会
 - 三、令和三年度決算に係る監事監査報告について
 - 四、行事予定について
 - 五、その他
- ◎付議事項
- 議案第一号 令和三年度剰余金処分案について
 - 議案第二号 令和四年度役員報酬審議会の答申について
 - 議案第三号 定款の一部変更について
 - 議案第四号 令和四年度余裕金の預入先金融機関(系統外)並びに運用基準の決定について

て

議案第五号 信用の供与等の最高限度額の設定について

議案第六号 理事に対する貯金担保貸付及び共済担保貸付の事前承認について

議案第七号 貸付金利率の最高限度の設定について

議案第八号 令和四年度の利率・料率の設定について

議案第九号 令和四年度賦課金の賦課及び徴収の方法について

議案第十号 令和四年度事業計画の設定について

第3回理事会 (3月18日開催) の顛末をお知らせします。

◎報告事項

- 一、組合長会議報告
 - 二、各委員会報告
 - ①農家経営改善委員会
 - 三、内部監査報告について
 - 四、令和三年度コンプライアンス・プログラムの進捗状況について
 - 五、組合員の異動について
 - 六、行事予定について
 - 七、その他
- ◎付議事項
- 議案第一号 みのり監査法人(期末監査)の監査報告書について
 - 議案第二号 令和三年度決算書類、注記表、事業報告書、附属明細書及び部門別損益計算書の承認について
 - 議案第三号 中期計画の設定について

ついて

議案第四号 第二十四回通常総代会の招集について

議案第五号 規程・規則の一部変更について

議案第六号 役員賠償責任保険の締結について

議案第七号 取引のリスク評価書・総括表の改正について

議案第八号 担保評価マニュアルの一部改正について

議案第九号 職員の定期昇給について

議案第十号 固定資産の取得について

議案第十一号 個別信用限度額の設定について

議案第十二号 不良債権の処理方針について

議案第十三号 信用評定について

組合員の動き

- ◎今回加入 正組合員 〇名 准組合員 二名
- ◎今回脱退 正組合員 一名 准組合員 二〇名
- ◎合計 正組合員 五七一名 准組合員 二、七二九名

職員の動向

- 辞令 (4月1日付)**
- 経済部給油課長 考査役 武田 和也 (営農部米穀畜産課係長調査役)
 - 管理部管理課係長 考査役 伊藤 正樹 (経済部給油課長考査役)
 - 営農部営農課 推進係中級職 七田 滯 (営農部営農課 推進係初級職)
 - 金融共済部金融課金融係主査 坂本替南子 (金融共済部金融係中級職)
 - 金融共済部金融課金融係主査 笹木 春菜 (金融共済部金融係中級職)
 - 金融共済部金融課金融係主査 秋田谷圭祐 (金融共済部奈井江支所金融共済課金融係主査)

- 議案第二号 令和五年度職員の新規採用計画について
- 議案第三号 行政庁への業務報告書の提出について
- 議案第四号 個人情報関連規程の一部改正について
- 議案第五号 令和四年度第一回地区別懇談会の意見要望について
- 議案第六号 固定資産の取得について
- 議案第七号 出資の減口について
- 議案第八号 信用評定について
- 金融共済部共済課共済係主幹 羽子田千夏 (金融共済部共済課共済係主査)
- 金融共済部共済課共済係主幹 金藤 尚也 (管理部管理課係長考査役)
- 営農部米穀畜産課係長 調査役 鈴木 賀之 (経済部資材課資材係調査役)
- 管理部付主幹 大下 哲司 (管理部付調査役)
- 管理部付主幹 菅木 広三 (管理部付調査役)
- 金融共済部共済課共済係主幹 菅木 尚也 (管理部管理課係長考査役)
- 営農部米穀畜産課係長 調査役 鈴木 賀之 (経済部資材課資材係調査役)
- 管理部付主幹 大下 哲司 (管理部付調査役)
- 管理部付主幹 菅木 広三 (管理部付調査役)

新採用職員入協式

4月1日、本所にて令和4年度新採用職員入協式が行われました。

式では、佐々木組合長より「JAは一般的な会社と違い農家を中心となつた組織。新人という強みを活かして、わからないことは積極的に先輩に質問し吸収してほしい。また、色々な部署があるので自分の可能性を信じて努力してほしい。」と激励し、辞令を交付しました。



佐々木組合長によるJA事業概況説明の様子

新採用職員紹介



経済部資材課
資材係見習い
ひろしま
・21歳
奈井江町出身
広島 祐翔

抱負
入協したばかりで、わからないことが多々あると思いますが、周囲の協力を得ながら頑張りますので、よろしくお願ひします。



営農部営農課
営農係見習い
やまだ
・21歳
砂川市出身
山田 慶人

抱負
早く仕事に慣れるよう頑張ります。



組合員の皆様へ

■組合員資格の確認のお願い
左記に掲げる組合員資格に変更が生じた場合は、お手数ですが砂川本所管理課又は奈井江支所管理課にて変更手続きをお願い致します。

【変更事項】

氏名・住所・電話番号など

お詫びと訂正

本誌、令和4年3月号に掲載しております記事、左記につきましては字句の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

新砂川農業協同組合職員配置図において

・13頁右端囲み文字「砂川資材課」は、正しくは「資材課」です。

・同頁中央左側括弧内「奈井江土地改良センター」は、正しくは「奈井江町土地改良センター」です。

資材課から 土曜日、日曜日、祝日の営業お知らせ

◎奈井江資材店舗は8月末まで無休で営業します。

(TEL : 65-2218 Fax : 65-2803)

◎砂川資材店舗は土・日曜日、祝日は休業します。

配達のを体制を整備しましたので、お気軽にご連絡下さい。

農業資材のご用命は資材課 TEL : 65-2218まで

農業・農村ふれあいネットワーク × JA北海道中央会



小中高校生向け 食育動画を配信中！

子供たちの健全な成長を支援するため、
農業・農村ふれあいネットワークがJA北海道中央会と連携し、
食育動画を作成いたしました。

NEW!

▶ 北海道農業シリーズ (小学校低学年用・高学年用・中高生用)

北海道農業の基本情報から歴史・現状まで、幅広く学ぶことが出来る内容です。



小学校低学年用
「一緒に学ぼう！北海道の農業」



小学校高学年用
「もっと知ろう！北海道の農業」



中学生・高校生用
「日本の食を支える北海道農業」

▶ 北海道の食べ物 (小学校低学年用)



▶ 食料自給率 (小学校高学年用・中高生用)



動画の視聴はこちらから！

- ▶ JA北海道中央会
公式Youtubeチャンネル
※再生リスト「食育動画」



- ▶ JAグループ北海道ポータルサイト
「小中高校生向け食育動画の配信」

※ポータルサイトには、動画と併せて、アンケート用紙や確認テスト用紙も掲載しています

